

令和2年

寒河江市農業委員会第9回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第9回総会

日 時 令和2年8月25日(火) 午前9時00分
会 場 ハートフルセンター2階 多目的ホール

出席委員

1番 鈴木 浩之	2番 土田 彦雄	3番 渡辺 裕之
4番 新宮 しのぶ	5番 眞木 早百合	6番 奥山 浩二
7番 芳賀 宏	8番 大泉 孝彦	9番 影沢 政俊
10番 後藤 孝好	11番 氏家 理香	12番 菊地 ひとみ
13番 猪倉 通文	14番 相原 稔	15番 片桐 道雄
16番 山田 和義	17番 菅井 孝一	18番 木村 三紀

事務局

事務局 長 門口 隆太	事務局 長 補 佐 (兼) 農地 係 長 芳賀 豊彦
総務 主 査 高子 英晴	総務 係 長 菊地 亮
農地 係 主 事 安達 寛人	農地 係 主 事 稲垣 奨

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地の現況変更について

議事

- (1) 議題37号 事業計画変更申請書の審議について
- (2) 議第38号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (3) 議第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第40号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 9時04分

木村議長 それでは、早速ただいまより寒河江市農業委員会第9回総会を開催します。よろしくお願ひします。

 まず、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立します。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

 （「異議なし」の声あり）

木村議長 それでは、6番・奥山委員、9番・影沢委員にお願いしませう。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、高子主査にお願いしませう。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局からありましたらお願いしませう。事務局。

事務局（安達主事） はい、議長。
事務局のほうから報告させていただきます。

 （報告事項朗読）

木村議長 ご苦労さまでした。ただいまの報告について何かご質問はございませうか。

 （発言なし）

木村議長 ないようですので、ほかに事務局からありますか。

事務局（安達主事） ありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第 37 号から議第 40 号までの議案について一括上程します。

（1）議第 37 号「事業計画変更申請書の審議について」

（2）議第 38 号「農地法第 3 条の規定による許可処分について」

（3）議第 39 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」

（4）議第 40 号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第 37 号から議第 40 号まで一括上程します。

木村議長 ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理人、報告をお願いします。菅井会長職務代理人。

菅井会長職務代理人 はい、議長。17 番、菅井です。

第 9 回の事前審査会の報告を行います。去る 8 月 20 日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に関わる案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査を行いました。いずれの案件につきましても、計画書のとおりであれば問題ないというふうに判断しました。

なお、事前審査会における現地調査につきましては、このたびは案件がございませんでした。以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告

とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間につきましては30分程度としまして、9時45分までとします。それでは地区審査の間暫時休憩します。

休憩 午前 9時11分

再開 午前 9時45分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第37号「事業計画変更申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、片桐委員、お願いします。片桐委員。

片桐委員

はい、議長。15番、片桐です。

議第37号「事業計画変更申請書の審議について」、ページ6ページをお開きください。

(議案書順位2番朗読)

何も地区審査では異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

順位2番は事業計画及び転用目的の変更となっております。個人住宅用敷地から宅地分譲用敷地2区画への変更申請であり、問題ないと考えます。また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第37号「事業計画変更申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第37号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第38号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、片桐委員、お願いします。片桐委員。

片桐委員

はい、議長。15番、片桐です。

議第38号「農地法第3条の規定による許可処分について」、8ページをお開きください。

(議案書順位37番朗読)

順位37番については、8月18日に、山田委員、小野推進委員と一緒に現地調査をしてまいりました。中央1丁目■■■■■は代表者の自宅裏にある畑で、寒河江市立図書館駐車場の東側に位置します。

元町4丁目■■■■■及び■■■■■と■■■■■は続き地で、1か所に集まった、3つ合わせると杓子状になった土地です。場所は昭和食堂一大と、元元町交番所があった十字路より高瀬大橋に向かって約100メートル先の右手に位置する畑3筆です。

順位37番から順位40番は、当初■■■■■氏が個人で借りていた土地を2020年1月6日に、■■■■■氏とその息子夫婦で株式会社芳賀にここに農園を設立し、個人での賃貸契約を一旦解約し、改めて法人との再契約を締結したものでしたので、地区審査でも何ら問題ないということで異議ありませんでした。

(議案書順位38番朗読)

現地確認も8月18日に、山田委員、小野推進委員と一緒に調査してまいりました。申請地は山交バス株式会社寒河江営業所より天童市方面に向かい、セブンイレブン日田店の十字路を右、本楯方面に向かい、約100メートル先の右手に位置する土地です。道路より縦長に2筆並んだ位置にあります。順位37番同様、地区審査でも異議ありませんでした。

(議案書順位 39 番朗読)

8月18日に、山田委員、小野推進委員と現地調査してまいりました。申請地は先ほど言いました順位38番の南側隣接地です。順位37番同様、地区審査でも異議ありませんでした。

(議案書順位 40 番朗読)

8月18日に、山田委員、小野推進委員と現地調査をしてまいりました。順位40番は、ベガスベガス寒河江店より県道282号線を東に約150メートル先にある株式会社日下部住設と有限会社紅家製作所、社屋の間に挟まれた県道より縦長に並んだ土地2筆です。順位37番から順位39番同様、地区審査でも異議ありませんでした。

(議案書順位 41 番朗読)

順位41番については、8月18日に山田委員、今井推進委員とで現地を調査してまいりました。順位41番は、寒河江インターチェンジより寒河江バイパスを長崎大橋方面に約200メートル進んだ先より右折し、約100メートル先に寒河江市はなの村があります。申請地はその中の蔵王花園と寒河江市バラ団地生産組合の間に挟まれた位置にあります。

■は雑草がかなり生えた不耕作状態であり、■は崩れかかった園芸ハウスが設置され、ハウス内は雑草が生い茂っている放棄地でした。

受人は申請地の隣地で蔵王花園を家族5人で営んでおりません。計画では里芋、ワラビ、玉ねぎ、花きなどを作付する計

画でございます。計画どおりであれば周辺農地への影響もなく、何も問題ないと見てまいりました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

順位37番から41番までの案件につきまして、農地法第3条の調査書に基づきます調査の結果、農地法第3条第2項各項には該当しないことが確認されておりますので、許可の要件を全て満たすものと考えております。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第38号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第38号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第39号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、片桐委員、お願いします。片桐委員。

片桐委員

はい、議長。15番、片桐です。

10ページをお開きください。議第39号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」。

(議案書順位28番)

使用貸借権設定順位第28番については、8月18日、山田委員、小野推進委員と現地を調査してまいりました。現場は、東北ぼんち製菓株式会社山形工場の南側を流れている沼川の対岸に位置する住宅地です。東側は住宅、西側は水田、南に道路があり、住宅が立ち並んでおります。北側の沼川は、西から東へ流れております。住宅用地としての親子間の使用貸借権契約設定であり、計画どおりであれば周辺農地への影響もないと判断しました。

また、地区審査でも計画どおりであれば周辺農地への影響も抑えられると判断しております。地区審査でも異議ありませんでした。

(議案書順位29番)

所有権移転順位第29番については、8月18日、山田委

員、小野推進委員と現地を調査してまいりました。東、西、北側に住宅が建ち、南に道路を挟んでアパートが建っております。計画どおりであれば周辺農地への影響も抑えられると判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。

(議案書順位30番)

所有権移転順位第30番も、8月18日、山田委員、小野推進委員と現地を調査してまいりました。申請場所は、西寒河江駅より左沢線路沿いに柴橋方面へ約100メートル進み、最初の丁字路を左に曲がって10メートル先の住宅地です。北側が空き地、雑種地で、東、南側に住宅が建ち、西側は私道路でアパート、住宅が建ち、中学校、工業高校や市立病院等生活環境が整った土地であり、計画どおりであれば周辺農地への影響に対して問題ないと見てまいりました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

順位28番は個人住宅用敷地への転用申請となっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地でありまして、第3種農地と判断いたします。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないものと考えております。

順位29番及び順位30番は、宅地分譲用敷地への転用申請となっております。申請地は、いずれも都市計画区域内の

用途地域内にある農地でありまして、第3種農地と判断いたします。同じく第3種農地は原則許可でありますので、農地区分と転用目的は問題ないものと考えております。

また、農地転用許可一般基準調査書に基づきます調査の結果、不適な事項はなく、問題はないものと考えております。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第39号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第39号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第40号「農用地利用集積計画書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、片桐委員、お願いします。片桐委員。

片桐委員

はい、議長。15番、片桐です。

議第40号「農用地利用集積計画書の審議について」、13ページをお開きください。

(議案書朗読)

続いて、14ページの集計表をご覧ください。

田0ヘクタール、畑0.02ヘクタール、樹園地0ヘクタール、計0.02ヘクタールです。譲受人は認定農業者であり、地区審査では異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼農地係長)) はい、議長。

これにつきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第40号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第40号は原案のとおり決定しました。

木村議長 これで、本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時10分

令和2年8月25日

第9回総会議長 木村 三紀

議事録署名委員 6番委員 奥山 浩二

議事録署名委員 9番委員 影沢 政俊